

# 定 款

施行 平成25年 4月 1日

公益社団法人岡山県野菜生産安定協会  
公益社団法人岡山県野菜生産安定協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益社団法人岡山県野菜生産安定協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に必要な野菜について、計画的な生産・出荷を実施する岡山県内の生産者に対して市場価格低落時や契約数量確保が必要な時に価格補てん金、価格差補給交付金、補給金、交付金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付を行うことにより、生産地域における持続的な生産及び出荷の安定を図り、もって国民消費生活の安定に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 野菜の価格安定に係る価格差補給交付金等の交付に関する事業
- (2) (1) に附帯する事業。

2. 前項の事業については、岡山県内において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

- ① 岡山県内の市町村で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- ② 岡山県内の農業協同組合で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- ③ 岡山県をその区域とする農業協同組合中央会で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- ④ 岡山県内に従たる事務所を有し、全国をその区域とする農業協同組合連合会で、この法人の目的に賛同して入会したもの。

(2) 準会員

正会員以外の者で、この法人の目的に賛同し、第4条第1項第1号に規定する事業を利用するために入会した生産者。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める規程により入会申込書を提出し理事会の承認を受けるものとする。

2. 前項のうち正会員になろうとする者は、別に定める規程に基づき、総会において別途定める加入預り金額を払い込まなければならない。

#### (管理運営分担金の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は別に定める規程に基づき、総会において別途定める額の管理運営分担金を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は別に定める規程により、退会届を提出し、理事会の承認を経て事業年度の終わりにおいて退会することができる。ただし、理事会においてその会員の退会により業務の遂行に著しい支障をおよぼすとされた場合は、退会を承認しない旨の通知をすることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときには、会員はいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 この法人は会員が次の各号の一に該当するときは総会の決議を経て、その会員を除名することができる。その場合法人は総会の2週間前までにその会員に対してその旨を書面でもって通知しかつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

(1) 定款もしくは業務方法書に違反し、または総会の議決を無視する行為をしたとき。

(2) 法人に対する義務の履行を怠ったとき。

(3) この法人の名誉を毀損し、または法人の目的に反する行為のあったとき。

2. 会長理事は除名の議決があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (抛出金の不返還等)

第11条 会員たる資格を喪失した会員がすでに納付した管理運営分担金その他の抛出金品は返還しない。

2. 前項の規定にかかわらず正会員が会員たる資格を喪失した場合は、加入預り金を払い戻すものとする。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。  
2. 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款及び業務方法書の変更
  - (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (3) 会員の除名
  - (4) 理事及び監事の選任又は解任
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。そのほか、必要がある場合には総会を開催する。

### (招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。
2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
  3. 会長理事は第2項の請求があったときは、その請求のあった日から5週間以内の日を開催日とする総会を招集しなければならない。
  4. 総会の招集は少なくとも、その開催日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

### (議長)

- 第16条 総会の議長は総会において出席した正会員の中から選任する。

### (議決権)

- 第17条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。

### (決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  4. 総会に出席しない正会員は、書面で議決権を行使することができるとするときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。
  5. 総会に出席しない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を法人に提出し、代理人によってその議決権を行使することができる。

#### (議事録)

第19条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数及び出席した正会員の数
  - (3) 出席した理事、監事の氏名
  - (4) 議長の氏名
  - (5) 議案
  - (6) 議事の経過の概要及び結果
  - (7) 議事録署名人の選出に関する事項
  - (8) 前各号のほか、法令に定める事項
2. 議事録には議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名し押印するものとする。
  3. 議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上17名以内
  - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を会長理事、1名を副会長理事、1名を専務理事とする。
  3. 前項の会長理事、副会長理事をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長理事、副会長理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 役員総数の過半数は正会員の中から選ばなければならない。
4. 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長理事は法人の業務を総理する。
3. 副会長理事は会長理事を補佐し、会長理事に事故あるときはその職務を代行する。
4. 専務理事は会長理事を補佐し、もっぱらこの法人の業務を処理する。
5. 会長理事、副会長理事及び専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査)

第24条 会長理事は毎事業年度終了後遅滞なく次の書類を作成し、監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 監事は前項の書類を受理したときは、これを監査し監査報告書を作成するものとする。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会において別に定める役員費用弁償支給細則によるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長理事が招集する。

2. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
3. 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
4. 第2項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、請求をした理事は、理事会を招集することができる。
5. 理事会の招集は1週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
6. 会長理事は理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長理事、副会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

- 第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
2. 前項の規定は第22条第5項の規定による報告については、適用しない。

## 第7章 事務局

(事務局)

- 第34条 この法人は業務を処理するため事務局に次の職員を置くものとする。
- (1) 事務局長
- (2) 書記 若干名
2. 事務局長の任免は、理事会の議決を経て行うものとする。
3. 職員は会長理事が任免する。

## 第8章 会計及び業務の執行

(事業年度)

- 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(業務方法書)

第39条 次の事項は業務方法書の定めるところによる。

- (1) 価格差補給交付金等交付契約の締結に関する事項
  - (2) 負担金の額及び徴集方法に関する事項
  - (3) 価格差補給交付金等を交付すべき事由に関する事項
  - (4) 価格差補給交付金等の額に関する事項
  - (5) 価格差補給交付金等の交付を受けるものの守るべき条件に関する事項
2. 業務方法書の制定及び変更は総会の議決を経て岡山県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 負担金
  - (2) 寄付金品
  - (3) 地方公共団体等からの補助金等
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) その他の収入
2. この法人の資産は理事会の定めるところにより会長理事がこれを管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。
3. この法人の資産は、これを基本財産とその他の財産に区分する。

(基本財産)

第41条 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付され、または交付された財産
  - (2) 総会において基本財産に繰入れることを議決した財産
2. 基本財産の取り崩しを行う場合にあっては総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定による定款の変更は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律の定めによる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子広告によるものとする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

## 第11章 雑則

(規程等)

第47条 定款及び業務方法書で定めるもののほか法人の運営及び業務執行上必要な規程等は別に定めることができる。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長理事は葉師寺真人、副会長理事は景山忠幸、専務理事は白石康彦とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。